

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南箕輪村は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県南箕輪村長

公表日

令和5年1月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療に関する法律及び長野県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。</p> <p>・公金受取口座情報の利用 支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、情報照会を行い、当該口座情報を取得する。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、住民記録システム、宛名管理システム、村県民税システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保険料情報ファイル、保険料期割情報ファイル、特別徴収基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一59.101の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 80.83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82.121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 43条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民環境課
②所属長の役職名	住民環境課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南箕輪村役場 地域づくり推進課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南箕輪村役場 住民環境課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	様式の変更				
令和1年6月27日	I 5. ①部署	住民福祉課	住民環境課	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和1年6月27日	I 5. ②所属長	住民福祉課長 藤田 貞文	住民環境課長	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和1年6月27日	I 8 連絡先	住民福祉課	住民環境課	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和1年6月27日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和1年6月27日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和1年6月27日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため
令和2年7月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 80,82の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 43条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 80,83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (情報提供の根拠) 43条	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和2年7月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和2年7月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和3年12月15日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 80,83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (情報提供の根拠) 43条	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 80,83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (情報提供の根拠) 43条	事後	
令和3年12月15日	I 7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	南箕輪村役場 総務課 長野県上伊那郡南箕 輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)	南箕輪村役場 地域づくり推進課 長野県上伊 那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104 (代表)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月15日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月15日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和5年1月16日	I 1. ②事務の概要	(追加)	・公金受取口座情報の利用 支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、情報照会を行い、当該口座情報を取得する。	事前	公金受取口座の運用開始に伴うもの
令和5年1月16日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一59の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一59.101の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号	事前	公金受取口座の運用開始に伴うもの
令和5年1月16日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 80.83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 43条	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 80.83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82.121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 43条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号	事前	公金受取口座の運用開始に伴うもの
令和5年1月16日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年1月16日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	